



2020年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス
代表者の 取締役社長 井上 恵博
役職氏名
(コード番号 9856 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 稲垣 正義
(TEL 042-796-3133)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第48期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役に対する監査・監督機能の強化により、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るべく、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するための規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

あわせて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2020年6月25日
定款変更の効力発生日(予定)	2020年6月25日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使についての手続きは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める</u>。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使についての手続きは、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める</u>。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任及び解任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 当会社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p>	<p>(選任及び解任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p>

現行定款	変更案
<p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第 36 条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第 37 条～第 39 条 (条文省略)</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第 32 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>第 34 条～第 36 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 48 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ず</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>る前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>（監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 第48期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

以 上